# 東日本大震災では、多くの方々が被災し尊 地震に関するお知らせ い生命や貴重な財産が失われました。現在で

も余震が続いています。被害を避けるため、 次のことにお気をつけください。

# 地震の備えは大丈夫ですか

# ①負傷しないよう、家具類の転倒防止を

家具類が倒れたり、飛んで来た本や食器類 により大けがをしたり亡くなることもあります。 転倒防止は身を守る重要な対策です。自分で できない場合は専門家に相談しましょう。 【市では、高齢者、障害者への助成をしています】



②建物は大丈夫?建物の耐震診断と必要な補強を

間取りや階層によっても異なりますが、特 に、昭和56年以前の建物は要注意です。専 門家に耐震診断などの相談をしてみましょう。

【市では、耐震診断、耐震改修に助成をしています】

## ③家族の安否確認方法を

災害発生時は、携帯電話が長時間不通になります。外出中の家 族の安否確認の方法を決めておきましょう。 【NTTの災害伝言ダイヤル171が活用できます】

# ④ガス、水道、電気が止まります。3日分の備蓄を

ガス、水道、電気が無いことを想定して、必要 な備品を準備しておきましょう。水、食料、簡易ト イレなどは最低3日分を。医薬品や懐中電灯、 携帯ラジオ、子ども用品などを用意し、持ち出し 品はリュックに入れて分かりやすい場所に。



## ⑤外出中は慌てて行動せず、被災状況をまず把握しましょう

交通機関が不通になります。帰路の被災 状況が分からないまま行動すると大変危険で す。慌てて行動せず、正しい情報を得て慎重 に行動しましょう。勤務先、通学先に災害時帰 宅用品の準備があればより安心です。



# 地域の支え合いで被害を減らす

いざという時に頼りになるのは、ご近所の力です。

# ①日頃からお隣、ご近所と親しくしておきましょう

万一の時は、近所同士で声を掛け合い、助け合うことが重要で す。日頃から挨拶するなど、親しくしておくよう心掛けましょう。

## ②地域の防災訓練に参加しましょう

防災の心得が役立ちます。地域の防災訓練には積極的に参加し、 防災知識を学びましょう。地域の方々と親しくなる機会でもあります。 【地域の自治会に自主防災組織が設置されています】



(百合台小学校

③地域で支え合い、助け合いましょう

災害発生直後は初期消火・安否確認・救助・要援護者支援など の活動に、被災生活時は避難所運営・物資提供・心のケアなどに、 復旧復興時はまちづくり提案などに地域の力が発揮されます。

# 市川市の災害時の緊急情報を知ることができます

- 市公式Webサイト(市ホームページ)
- ●メール情報サービス(緊急情報)※登録が必要です。

info@city.ichikawa.chiba.jp または右のQRコードから空メールを送信し、受信メールに記 載されているURLをクリックしてください。配信項目は、登録

後に変更できます。メールの受信には通信料がかかります。



- いちかわケーブルネットワーク (CATV) アナログ9ch/デジタル11ch
- 防災行政無線

# 市川市の助成制度(担当課にご相談ください)

### ■ 住宅の耐震補強 (☎704-0274 建築指導課)

# 1)耐震診断助成制度

昭和56年5月31日以前に建てられた市民の方が所有し居住して いる住宅を耐震診断士によって調べてもらう場合に、市がその費用 の一部(3分2)を助成します。[上限額:木造二階建て住宅8万円、 分譲マンション100万円]

#### ②耐震補強工事助成制度

耐震診断の結果、耐震性が低い住宅の補強工事を行う場合に、 市がその費用の一部を助成します。「上限額:木造住宅1戸当たり 40万円、分譲マンション1棟当たり1.000万円]

#### ③耐震改修促進税制

0

耐震改修を行った時は、所得税の控除、固定資産税の減額(固 定資産税課)が受けられます。

#### ■ コンクリートブロック塀等除去・生け垣化

(☎704-0274 建築指導課/☎318-5760 市川市緑の基金・水と緑の計画課)

ブロック塀の倒壊による負傷防止と道路の通行確保のために、市 が道に面した危険ブロック塀の除去・改修費用または生け垣化の費用 の一部を助成します。 [撤去1万円/メートル、撤去+設置2万円/メート ル、生け垣1万5千円/メートル、補強10万円/1戸]

#### ■ 家具類の転倒防止

(☎334-1151 高齢者支援課/☎334-1168 障害者支援課)

市が65歳以上の高齢者の非課税世帯及び障害者の非課税世帯 (障害種別など一定の条件があります)を対象に転倒防止器具を取 り付ける費用の一部を助成します。[上限:1万円]

#### ■ 住宅用火災警報器の給付・設置 (☎334-1152 地域福祉支援課)

65歳以上の高齢者の非課税世帯を対象に必要に応じて煙感知式 火災警報器と台所用警報器を給付及び設置します。[無料]

※この他、現在安心をお届けする制度づくりを検討しています。